

1. 基本情報（令和5年5月1日現在）

人口	732,996	保護率	2.09%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	29.4件／月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	6.4件／月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	4.9件／月				
就労・増収率（%）	41%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	○

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	<ul style="list-style-type: none"> 大田区生活困窮者支援会議設置要綱別表に定める機関のうち案件に応じて出席者を決定。 スーパーバイザー（学識経験者）
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の抱える課題や生活再建等に向けた目標の共有と確認 各支援機関の役割の確認と中心となる支援機関の決定 プランのモニタリング時期の確認
開催方法等	<ul style="list-style-type: none"> 案件に応じ開催
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 各機関が、役割を強制された感じにならないよう会議運営している（発言機会の提供、スーパーバイザーの助言等）。 事務局は多機関協働の調整役として各支援機関の役割を整理し、各支援機関が、役割に応じ主体的に動けるよう工夫した。

4. 会議設置までのプロセス

設置前

包括的な支援体制の整備に向け、重層的支援体制整備の移行準備事業において、生活困窮を含む複合的な課題を抱えた世帯で、本人の同意を得られないことから多機関連携によるチーム支援につながらない例があったため、このような事例について情報共有を行うために設置し、実施効果の検証を行った。

実務者の検討

- 家族間での輻輳(ふくそう)した問題を抱える家庭に対し、関係部署が連携して適切な支援を実施するための検討を開始し、係長級の実務者会議等で「つなぐシート」の活用など検討したが、本人同意がとれないケースが多く、個人情報取り扱いが課題となった。

設置に向けて

関係部局協議

- 実務者での検討を踏まえて、福祉部、地域力推進部、健康政策部、こども家庭部、教育総務部の部長級のコアメンバーの検討を重ね、令和4年度に重層的支援体制整備移行準備事業、令和5年度から本格実施をめざすことを決めた。

設置要綱の策定

- 重層的支援体制整備移行準備事業期間において、課題となっていた本人同意がとれないケースにおける支援会議を実施するため、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の設置要綱を作成し、検証することとした。

令和4年4月 事業開始

会議開催

大森地区をモデル地区として実施する重層的支援会議において、本人同意のないケースを生活困窮者支援会議として実施（延10回）した。会議には、円滑に多機関連携が行えるよう、以前から区福祉行政にかかわりがあり、自治体職員経験のある学識経験者がスーパーバイザーとして参加。早期にチーム支援体制の構築・強化が図られた。令和5年度からの重層的支援体制整備事業の構築に向けた検証ができた。